



島根県報

令和7年9月30日（火）

号外第97号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

（都市計画課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県都市計画法施行細則の一部を改正する規則（規則第75号）

1 規則の概要

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく区域指定に伴う規定及び様式の整備

2 施行期日

令和7年10月1日から施行することとした。

規 則

島根県都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第75号

島根県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

島根県都市計画法施行細則（昭和46年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第11条第8号中「許可」の次に「（宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第2項の規定により許可を受けたものとみなされる同法第12条第1項の許可並びに同法第34条第2項の規定により許可を受けたものとみなされる同法第30条第1項の許可及び同法第27条第5項の規定により同条第1項の規定による届出をしたものとみなされる許可の申請を含む。）」を、「様式第8号」の次に「又は様式第8号の2」を加える。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号 (第11条関係)

| 開発許可済標識 (宅地造成及び特定盛土等規制法の対象外) | | |
|------------------------------|-------------------------------|--------|
| 1 | 工事主 (許可を受けた者) の 住 所 氏 名 | |
| 2 | 許 可 番 号 | 第 号 |
| 3 | 許 可 年 月 日 | 年 月 日 |
| 4 | 開発区域に含まれる地域の名称 | |
| 5 | 開 発 区 域 の 面 積 | 平方メートル |
| 6 | 工事施行者の住所氏名 | |
| 7 | 設 計 者 の 氏 名 | |
| 8 | 現 場 管 理 者 の 氏 名 | |
| 9 | 工 事 の 名 称 | |
| 10 | 工事着手予定年月日 | 年 月 日 |
| 11 | 工事完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 12 | 工事に係る問合せを受けるための 工事関係者の連絡先 | 電話 |
| 13 | 許可担当の都道府県部局の 名 称 及 び 連 絡 先 | 電話 |

(注意)

- 1 寸法は、横100センチメートル以上、縦80センチメートル以上とする。ただし、開発許可に係る面積が1,000平方メートル未満の場合は、横35センチメートル以上、縦25センチメートル以上とすることができる。
- 2 地表から上方に50センチメートル以上離して設置すること。
- 3 1欄の工事主、6欄の工事施行者、7欄の設計者又は8欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 4 2、3、10及び11欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号又は許可期間をそれぞれ記入すること。

様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第8号の2 (第11条関係)

| 開発許可済標識・ | | { 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 } { 特定盛土等に関する工事の届出 } | | 済標識 |
|----------|--------------------------------------|--|--------|-----|
| 1 | 工事主（許可を受けた者）の 住 所 氏 名 | | | 見取図 |
| 2 | 許 可 番 号 | 第 号 | | |
| 3 | 許 可 又 は 届 出 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 4 | 開発区域に含まれる地域の名称 | | | |
| 5 | 開 発 区 域 の 面 積 | 平方メートル | | |
| 6 | 工 事 施 行 者 の 氏 名 | | | |
| 7 | 設 計 者 の 氏 名 | | | |
| 8 | 現 場 管 理 者 の 氏 名 | | | |
| 9 | 工 事 の 名 称 | | | |
| 10 | 盛 土 又 は 切 土 の 高 さ | メートル | | |
| 11 | 盛土又は切土をする土地の面積 | 平方メートル | | |
| 12 | 盛 土 又 は 切 土 の 土 量 | 盛土 | 立方メートル | |
| | | 切土 | 立方メートル | |
| 13 | 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 14 | 工 事 完 了 予 定 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 15 | 工事に係る問合せを受けるための 工 事 関 係 者 の 連 絡 先 | 電話 | | |
| 16 | 許可又は届出担当の都道府県部局の 名 称 及 び 連 絡 先 | 電話 | | |

(注意)

- 1 寸法は、横90センチメートル以上、縦70センチメートル以上とする。
- 2 地表から上方に50センチメートル以上離して設置すること。
- 3 1欄の工事主、6欄の工事施行者、7欄の設計者又は8欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 4 2、3、13及び14欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号又は許可期間をそれぞれ記入すること。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。